

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「法」という。）第 50 条第 1 項の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 朋友会
- (2) 代表者 法人代表 久吉 哲哉
- (3) 所在地 大阪府大阪狭山市西山台二丁目 12 番 20 号

2 対象事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 フレンド 2 号館
- (2) 所在地 大阪府羽曳野市西浦五丁目 689 番 9
- (3) サービス種別 共同生活援助

3 処分年月日

令和 2 年 1 月 27 日（月曜日）

4 処分の内容

指定の一部効力（新規利用者受入）の停止
令和 2 年 1 月 28 日（火曜日）から 3 か月間

5 処分の理由

運営基準違反（法第 50 条第 1 項第 4 号）
利用者のアセスメントを十分に行わず、かつ適切な支援を提供するための体制整備を行っていなかったことから、利用者が夜間にグループホームを抜け出し行方不明になる事態や利用者間のトラブルにより骨折する事態が発生したため。